

参考添付

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉手当の支給に関する条例（平成19年流山市条例第44号）の一部を次のとおり改正する。

第5条第2号中「市長が」の前に「前各号に定めるもののほか、」を加え、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者又はその保護者若しくは介護者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付（同法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。）を利用している障害者又はその保護者若しくは介護者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費（同条第1項第7号に規定する短期入所の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。）の支給を受け、又は同法第77条第1項第8号に規定する事業若しくは障害者デイサービスを利用している障害者又はその保護者若しくは介護者

第6条に次の1項を加える。

- 2 福祉手当の支給対象となる障害者が別表に定める障害の区分の2以上に該当し、かつ、そのいずれもが同表に定める障害の程度の規定による区分に該当する場合は、最も高い額を当該障害者に係る福祉手当の額とする。

第13条第1項を次のように改める。

障害者の属する世帯のいずれかの者が、手当の支給を受ける月の属する年度（4月分から7月分までの手当にあつては前年度）の住民税の所得割が課されている場合（当該所得割の額から住民税調整額を控除した額が0円以下になる場合を除く。）にあつては、その年度の福祉手当は、支給しない。

- 第13条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項第3号中「受給権者の前年度分の住民税額又は前年の所得の額」を「障害

者の属する世帯に属する者の手当の支給を受ける月の属する年度（4月分から7月分までの手当にあっては前年度）の住民税額」に改め、同項を同条第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

福祉手当の額の算定方法

障害者の区分	障害の程度	月額	算定額の特例
ねたきり身体障害者	—	8,650円	障害者の属する世帯に属する者のいずれかの者について住民税均等割が課税されている場合（住民税の所得割の額が住民税調整額以下である場合を含む。）にあっては、左に定める額の2分の1の額とする。
身体障害者	1級	7,900円	
	2級	7,900円	
	3級	6,900円	
知的障害者	重度知的障害者	8,650円	
	Bの1又は中度	7,900円	
	Bの2又は軽度	6,900円	
精神障害者	1級	7,900円	
	2級	7,900円	
	3級	6,900円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の流山市福祉手当の支給に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく福祉手当の受給権者であって、施行日においてこの条例による改正後の流山市福祉手当の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3号又は第4号の規定に該当することにより新条例の規定に基づく受給権者の要件を欠くこととなるものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日にお

いて受給権者とみなし、平成29年3月31日までを限りとして新条例の規定（第5条第3号又は第4号を除く。）を適用する。この場合においては、新条例第13条第1項中「所得割の額がその年度における住民税調整額以下である場合」とあるのは「当該住民税額が420,000円にその年度における住民税調整額を加算した額未満である場合」と読み替えるものとする。

3 前項の場合における平成27年度における福祉手当の額は、新条例別表に定める障害者の区分及び障害の程度の区分に応じ同表の月額欄に定める額の2分の1の額とする。

4 第2項の場合における平成28年度における福祉手当の額は、新条例別表に定める障害者の区分及び障害の程度の区分に応じ定める同表の月額欄に定める額の4分の1の額とする。